

一、發生月日大正十五年八月二十一日
 二、解決月日同 年九月五日
 三、原因
 毎年、例として職工に於ては中元賞及び歳暮賞を二月三十日及び十二月三十日
 に給與するが如し、本年、歳暮賞は少く、意味も下へ八月二十一日
 一般職工に於ては之を給與せしめ、十一月半に於ては之を給與せしむること
 一、職工に於ては之を給與せしむること
 二、職工に於ては之を給與せしむること
 三、職工に於ては之を給與せしむること
 四、職工に於ては之を給與せしむること
 五、職工に於ては之を給與せしむること
 六、職工に於ては之を給與せしむること
 七、職工に於ては之を給與せしむること
 八、職工に於ては之を給與せしむること
 九、職工に於ては之を給與せしむること
 十、職工に於ては之を給與せしむること

印刷部印刷所

労働争議調査表

(B)

一、發生月日大正十五年八月二十一日
 二、解決月日同 年九月五日

三、原因

毎年、例として職工に於ては中元賞及び歳暮賞を二月三十日及び十二月三十日
 に給與するが如し、本年、歳暮賞は少く、意味も下へ八月二十一日
 一般職工に於ては之を給與せしめ、十一月半に於ては之を給與せしむること

四、要求事項

1. 給料に到値上ケル事
2. 粗茶濃度、事 12.5% 許す粗茶ノ為人場ノ一五折増ノ事
3. 工場内規ニ掲示スル事
4. 毎月日曜又休日ハ翌ノ平日カ、賃金ニシテ給與スル事

五、解決事項

1. 月給ニ室増ハ之レノ均サナル事
2. 工場内規ニ掲示スル事
3. 上毎月ノ公休日ハ二月トシ、其日分ノ月給ヲ支給スルこと、但し一月